

令和 3 年第 3 回小城市議会定例会提案理由
(令和 3 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

議案第 57 号 令和 3 年度小城市一般会計補正予算(第 6 号)は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 8,783 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 229 億 9,492 万 4 千円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

今回の 6 号補正につきましては、令和 3 年 8 月の大雨により発生した災害等の対応に必要な予算を計上するものでございます。

第 4 款 衛生費でございますが、「職員人件費」では、災害ごみの受入対応に必要であった職員の時間外勤務

手当と「廃棄物処分事業」では、災害ごみ処理のための委託料を計上しております。

第 9 款 消防費でございますが、「防災対策事業」では、水防体制や罹災証明の受付対応などに必要な職員の時間外勤務手当を計上しております。

第 11 款 災害復旧費でございますが、1 項の鉦害復旧施設維持管理費では、各鉦害排水機場のポンプ運転のための燃料費やポンプ施設の不具合対応のための工事請負費等を計上しております。

次に、「農地及び農業用施設災害復旧事業」、「林業施設災害復旧事業」、「道路橋りょう災害復旧事業」、「河川災害復旧事業」につきましては、農道、林道、市道、河川等の被災による、土砂撤去等応急対策工事費や原形復旧するための測量設計費を計上しております。

なお、「河川災害復旧事業」につきましては、J R 唐津線の近接工事となるために J R への工事負担金を計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、鉦害排水機場に関するものは鉦害復旧施設維持管理基金繰入金を計上し、その他につきましては、財政調整基金繰入金により財源を調整するものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 46 号 小城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございますが、職員のサービスの宣誓における書面への押印及び署名を不要とするため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 47 号 小城市過疎地域持続的発展計画についてでございますが、令和 3 年 4 月 1 日付けで旧芦刈町が過疎地域に指定されたことに伴い、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て策定するものでございます。

次に、議案第 48 号 佐賀中部広域連合規約の変更についてでございますが、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、介護保険及び消防に関する事務に共通する経費の負担割合にかかる規定の追加等に伴い改正を行うものでございます。

次に、議案第 49 号及び議案第 50 号 字の区域の変更についてでございますが、「隣接した自己の所有地を合筆したいので、字の変更をして欲しい。」旨の申し出がありましたので、字の区域を変更するものでございます。

続きまして、決算関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第 51 号 令和 2 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 292 億 7,879 万 6,170 円に対しまして、調定額が 277 億 2,933 万 7,582 円、収入済額が 276 億 2,245 万 8,835 円で、不能欠損額が 244 万 8,219 円、収入未済額が 1 億 443 万 528 円となっております。

収入未済額の主な内容につきましては、市税 9,479 万 7,050 円、諸収入 755 万 9,065 円などがございます。

なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.2 ポイント低下し、97.8%となっております。

また、歳出につきましては、予算現額 292 億 7,879 万 6,170 円に対しまして、支出済額が 270 億 7,125 万 9,001

円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 5 億 5,119 万 9,834 円となっております。

次に、議案第 52 号 令和 2 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 50 億 6,914 万 4 千円に対しまして、調定額が 52 億 1,707 万 2,409 円、収入済額が 50 億 9,278 万 7,282 円で、不納欠損額 389 万 9,541 円、収入未済額が 1 億 2,038 万 5,586 円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額 50 億 6,914 万 4 千円に対しまして、支出済額が 49 億 9,053 万 3,706 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 1 億 225 万 3,576 円となっております。

次に、議案第 53 号 令和 2 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 5 億 7,751 万 1 千円に対しまして、調定額が 5 億 7,441 万 9,063 円、収入済額が 5 億 7,304 万 5,663 円で、不納欠損額 5 万 6,100 円、収入未済額が 131 万 7,300 円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額 5 億 7,751 万 1 千円に対しまして、支出済額が 5 億 6,389 万 9,943 円

となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 914 万 5,720 円
となっております。

次に、議案第 54 号 令和 2 年度小城市水道事業会計
利益の処分及び決算の認定でございますが、はじめに、
令和 2 年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より 104 戸増の 7,232 戸、年間有
収水量は 164 万 1,583 立方メートルで、前年度より
3.7%の増となっております。有収率は 86.78%で、前
年度より 0.13 ポイントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げま
す。

営業収益につきましては、2 億 7,989 万 8,036 円で、
前年度より 4.6%の増、営業費用は 2 億 5,278 万 7,564
円で、前年度より 9.2%の増となり、営業利益は 2,711
万 472 円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,604 万 1,761 円
で、前年度より 18.1%の増、営業外費用は 902 万 5,843
円で、前年度より 13.6%の減となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた
当年度の純利益は 3,412 万 6,390 円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入は 204 万
1,000 円、資本的支出は 6,744 万 3,800 円となっており
ます。

また、当年度未処分利益剰余金は1億5,772万1,069円となっております。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの1億3,772万1,069円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第55号 令和2年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、令和2年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は、15,030人で前年度より5,347人(26.24%)の減となり、1日平均患者数41.18人、病床利用率は41.59%となっております。外来患者数は、30,577人で前年度より9,233人(23.19%)の減となり、1日平均患者数は126.35人となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、8億2,192万6,120円で前年度より2億959万1,587円(20.3%)の減、医業費用につきましては、11億8,228万3,976円で前年度より9,233万9,674円(7.2%)の減となり、医業損失は3億6,035万7,856円となっております。

次に、医業外収益につきましては、7億5,415万4,373円で、前年度より6億2,148万4,852円(468.4%)の増、医業外費用につきましては、2,516万3,907円で前

年度より 118 万 7,853 円（4.5%）の減となり、医業外利益は 7 億 2,899 万 466 円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の経常利益は 3 億 6,863 万 2,610 円となっております。

また、特別利益 3,000 万円を加え、純利益は 3 億 9,863 万 2,610 円となっております。

次に資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

令和 2 年度の資本的収入総額は、3,842 万 3,350 円で前年度より 1,528 万 3,350 円（66.0%）の増、資本的支出総額は 2 億 5,816 万 3,637 円で前年度より 2 億 1,783 万 2,780 円（540.1%）の増となっております。

次に、議案第 56 号 令和 2 年度小城市下水道事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、令和 2 年度の業務量について御説明申し上げます。

接続戸数は、前年度より 297 戸増の 6,999 戸、年間有収水量は 170 万 2,832 立方メートルとなっております。有収率は 91.7% で、前年度より 0.7 ポイントの増となっております。

次に、経理の状況について御説明申し上げます。

下水道事業会計におきましては、令和 2 年度より地方公営企業法を適用した初年度の決算となります。

収益的収入及び支出について御説明申し上げますと、

営業収益につきましては、2億6,439万539円、営業費用は12億4,081万1,192円となり、営業損失は9億7,642万653円となっております。

営業外収益につきましては、14億5,416万1,313円、営業外費用は2億3,580万9,551円となっております。

特別利益につきましては、964万2,853円、特別損失は947万1,923円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は2億4,210万2,039円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入は10億2,008万2,378円、資本的支出は15億1,660万4,567円となっております。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第58号 令和3年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億241万2千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,550万5千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、県支出金の精算による返還金や基金積立金を計上しております。

次に、議案第 59 号 令和 3 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 874 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,268 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定による繰越金を計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 60 号 令和 3 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出の既定の予算にそれぞれ 431 万 5 千円を増額し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 3 億 1,844 万 7 千円とするものでございます。

収益的収入につきましては、水道管移設補償に伴う負担金の増額するものでございます。収益的支出につきましては、浄水場施設の経年劣化に伴う修繕費の増額、下水道工事及び県道改良工事に伴う受託工事費を増額するものでございます。また、収支の調整のため予備費を減額するものでございます。

次に、議案第 61 号 令和 3 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入の既定の予算に 6,956 万 5 千円を増額し、補正後の予算の総額を 14 億 1,169 万 5 千円とし、収益的支出の既定の予算に 1,500 万 4 千円を増額し、補正後の予算の総額を 13 億 5,713 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出は、給与費、及び建物等の老朽化保全のための経費を増額し、収益的収入では、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金のうち、3 月分として確定した補助等を増額するものでございます。

また、資本的支出でございますが、既定の予算に 1,045 万円を増額し、総額を 5,641 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、ベッドサイドモニターを購入するものでございます。

次に、議案第 62 号 令和 3 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入の既定の予算に 2 億 3,988 万 7 千円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 6,969 万 9 千円とし、収益的支出の既定の予算に 1,749 万 1 千円を増額し、補正後の予算の総額を 15 億 9,380 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入は、他会計補助金の変更による増額で、収益的支出は、処理場や

ポンプ場等施設の機器更新に伴う固定資産除却費の増額でございます。

次に、資本的収入の既定の予算から2億625万3千円を減額し、総額を13億9,728万1千円とし、資本的支出の既定の予算に2,275万2千円を増額し、総額21億3,637万1千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的収入は、他会計補助金の変更による減額で、資本的支出は、市営浄化槽設置基数の追加に伴い、工事費を増額するものでございます。

次に、議案第63号 小城市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、後任の固定資産評価審査委員会委員として峯^{みね} 良志^{よしゆき}氏を新たに選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第64号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和3年度 庁舎防災機能強靱化事業 設備整備工事で、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、防災拠点である庁舎に太陽光発電と蓄電池設備を整備し、国が求める72時間

の業務継続性の確保に対応することに加え、平常時の温室効果ガス排出を抑制させるために省エネ空調設備やLED照明設備を整備する工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約で、契約の金額は8億4,363万7千3百円、契約の相手方は、^{きゅうでんこう}九電工・^{なかしま}中島・^{いしばし}石橋共同企業体 代表者 株式会社九電工 佐賀支店 執行役員支店長 ^{うしじま}牛島 ^{ひであき}秀朗でございます。

工期は、本契約締結日から令和4年1月31日までを予定しております。

次に、議案第65号 令和3年度小城市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億9,584万4千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ233億9,076万8千円とするものでございます。

第2表 地方債補正は、「（仮称）小城フットボールセンター整備事業」を追加し、「臨時財政対策債」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費では、新規事業でございますが、「特定地域づくり事業推進補助事業」につきましては、人口

が減少している地域において、就労の場を創出する特定地域づくり事業協同組合に対する補助金を計上しております。

次に、「(仮称)小城フットボールセンター整備事業」でございますが、造成に伴う工事請負費等を計上しております。

第3款 民生費でございますが、「三日月幼稚園施設維持管理事業」につきましては、フェンスの嵩上げ工事費を計上しております。

次に、「生活保護総務費」につきましては、旧授産場の解体費用等を計上しております。

第4款 衛生費でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、ワクチン接種の実施体制確保に必要な委託料等を計上しております。

次に、「新公立病院建設事業」につきましては、多久小城地区医療組合が設立されたことに伴う負担金を計上しております。

第7款 商工費では、新規事業でございますが、「“小城支え愛”感染対策認証店支援事業」につきましては、佐賀県で実施しております“佐賀支え愛”感染対策認証制度の認証を受けた飲食店に対する支援金を計上しております。

第 10 款 教育費でございますが、「中学校施設改善事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、三日月中学校と芦刈中学校の特別教室に空調設備を整備するものです。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については、今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、市債のほか、額の確定等による地方特例交付金及び地方交付税、財産収入、繰入金、繰越金を計上し、財政調整基金繰入金により財源を調整するものでございます。

続きまして、諮問関係議案につきまして御説明申し上げます。

まず、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の原田^{はらだ} 保則^{やすのり}氏が、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の南里^{なんり} ひろ子^{ひろこ}氏が、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、

再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の相浦^{あいうら} 守夫^{もりお}氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、江里口^{えりぐち} 愛子^{あいこ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告関係につきまして御報告申し上げます。

まず、報告第8号 令和2年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、固定資産評価替業務委託事業を平成30年度から令和2年度までの3箇年、道路網及び都市計画道路見直し事業を同じく平成30年度から令和2年度までの3箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が令和2年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第9号 専決処分の報告についてでございますが、令和3年3月2日、市が管理する市道西町線で、

相手方車両が駐車場に進入しようとして歩道に乗り入れた際、インターロッキングのブロックが跳ね上がり、車両を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 3 年 5 月 17 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 10 号 専決処分の報告についてでございますが、令和 3 年 6 月 26 日、市が管理する市道谷・両新村線で、相手方車両がグレーチング付近を通過した際、変形していたグレーチングが跳ね上がり、車両を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 3 年 7 月 30 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。